

# まぜこぜの居場所づくり実態調査等支援業務委託 仕様書

## 1 業務名

まぜこぜの居場所づくり実態調査等支援業務

## 2 業務目的

地域内での多世代間の交流機会を生み出し、孤立感や人間関係の希薄化、様々な課題を抱えた人の支援等、地域課題の解決が求められている。

そのため、当市では重層的支援体制整備の一環として、世代や属性を超えて交流できる居場所を整備することを目指しており、学校や自宅、職場ではない「第3の居場所(=まぜこぜの居場所)」を創出することにより、地域や年代を超えて、みんなで協力し合いながら、人と人のつながりを育むため、地域における「まぜこぜの居場所」に関わる人の支援や居場所の運営支援を行うとともに、市全域における居場所の実態や市民が求める居場所の姿を把握することを目的とする。

## 3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

## 4 委託事業の内容

- |  |
|--|
| (1) まぜこぜの居場所づくり運営支援業務<br>(2) まぜこぜの居場所づくり実態調査業務 |
|--|

### (1) まぜこぜの居場所づくり運営支援業務

居場所の運営者に現状や課題などをヒアリングすることなどを通じて、運営者ととともに課題解決に取り組むこと並びに今後の居場所運営についての意見交換などを行う。

### (2) まぜこぜの居場所づくり実態調査業務

まぜこぜの居場所づくり実態調査に係る調査票の作成、回収したデータの集計、調査結果の分析、報告書の作成及び市民に向けた説明会等における説明を行う。

## 5 留意事項

### (1) 運営支援業務について

居場所づくりに興味がある人や居場所をやってみたい人、加えて、居場所を実施していただきたい地域の団体へのアプローチを行うとともに、実施に現地を訪問し、居場所の運営者に現状や課題などをヒアリングすることなどを通じて、運営者ととともに課題解決に取り組むこと並びに今後の居場所運営についての意見交換などを行う。なお、支援にあたっては、地域において運営者が自走していくことを視野に入れ、具体的な運営支援の手法を検討し、受託者が提案する。

### (2) 実態調査業務について

#### ① 調査の実施について

##### ア 調査対象・調査数

調査対象は、小学生からおおむね30歳未満の中から、委託者と協議の上、選定する。

調査数については、5,000名程度とする。

なお、調査にあたっては、調査対象者に対して調査票を送付するという手法以外の方法によって調査を行うことも視野に入れ、調査手法を検討し、受託者が提案する。

## イ 調査内容

調査項目及び調査票の内容については、本市と受託者の間で協議の上決定する。

## ウ 調査実施方法

本市は、本市が作成した依頼文を印刷の上、本調査の調査対象である世帯へ送付する。

調査対象者は、依頼文に記されたQRコードによりインターネット上に設けた回答フォーマットに入力する方法により、回答を行う。

なお、Webフォーム作成ツールで作成する回答フォームは、調査内容に基づき、本市が作成する。

## ② 調査結果の集計

1) 受託者は、全ての設問について、単純集計を行う。なお、単純集計は、学年や小学校区、世帯ごとに行う。

2) 受託者は、集計に当たっては、市が必要な数値を容易に検索できるよう、Excel形式で行う。

3) 受託者は、本市と協議の上決定した調査項目について、クロス集計を行うこと。

## ③ 調査結果の分析等

### 1) 調査結果の分析

受託者は、調査結果を整理し、調査結果の分析を行うこと。

### 2) 調査結果概要の作成

受託者は、調査結果の概要としてまとめたものを作成し、読みやすさの観点から、分析結果をグラフや図表化するなど工夫を行うこと。

## ④ 調査結果の公表

調査結果については、広く市民に公表することを予定しているため、市が主催する説明会等において、調査結果の概要を説明すること。

## ⑤ その他本業務の目的を達成するために効果的な取り組み

受託者は、本市と協議のうえ、調査以外に本業務の目的を達成するために効果的な取り組みを実施すること。

## 6 成果品及び納期

(1) 令和8年3月31日(火)までに以下のものを成果品として納品すること。

### ① 調査結果概要

調査概要(目的、対象、調査事項、調査期間、調査方法、回収率)、集計結果及び分析結果を記載したもの

### ② 調査報告書

調査結果概要、分析結果を記載したもの。

(2) 成果品の引き渡し

受託者は、契約が終了する場合(契約解除により終了する場合を含む。)には、この業務の成果品(プログラム、ドキュメント、各種計画等の著作物を含む。)を本市に引き渡すこと。なお、引き渡しにあたっては、市が別途指定した方法により行うこと。

## 7 業務完了検査

受託者は、当該業務の契約期間満了後直ちに検査を受けるものとする。なお、検査実施日時は別途指定する。

## 8 その他

(1) 受託者は、業務の内容及び範囲について、本市の担当者と十分打合せを行ったうえで業務を実施し、業務の目的を達成すること。

- (2) 受託者は、本市が提供する情報等については本業務にのみ使用し、本業務終了後には複写等の資料・データを含めて返還しなければならない。  
なお、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、改正個人情報保護法及び情報セキュリティ順守特記事項を遵守しなければならない。ただし、本データは、多角的に分析することで、地域の実情をより深く把握し、今後の地域づくりに資する有益な資料となる可能性を有していることから、他の調査研究チームなど専門家による分析については、予め本市の承認を得た場合に限り、必要に応じて専門誌や論文等で活用することができる。
- (3) 受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、本市との協議により、業務の一部を委託することができる。
- (4) 成果物等の著作権については、本市と受託者における協議の上決定するものとする。
- (5) 本業務委託に付随して必要となる消耗品等については、すべて委託料に含めることとし、受託者において支払うものとする。ただし、居場所の運営支援に関する
- (6) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときについては、その都度、本市担当者と受託者で協議して定めるものとする。